

令和5年度（令和6年4月採用）

乙訓福祉施設事務組合職員採用試験 実施要項

■ 募集職種・人数

相談員（相談支援専門員）	若干名
指導員	

■ 試験会場

乙訓福祉施設事務組合
（京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8）

■ 採用予定日

令和6年4月1日

■ 第1次試験日時

令和6年1月28日（日） 午前9時20分から試験の事前説明
（試験は午前9時30分から開始します。）

■ 受付期間

(1) 簡易書留郵便・レターパックプラスの場合

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）午後5時（必着）まで

※土日祝は、郵送による受付はできませんのでご注意ください。

(2) 持参の場合

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）

土日祝を除く 午前9時から午後5時まで

■ 提出方法

(1) 「簡易書留郵便」・「レターパックプラス」による

※ 普通郵便・レターパックライトは不可とします。万一ご送付いただいても受付せず、不受理となりますのでご注意ください。

(2) 直接持参（代理人による提出可）

■ 提出・問い合わせ先

乙訓福祉施設事務組合 総務課 TEL075-954-6507
〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8

1. 募集職種、職務内容、採用予定数・採用予定日

募集職種	職務内容	採用予定数	採用予定日
相談員	・基幹相談支援センターにおける相談支援業務	若干名	令和6年4月1日
指導員	・組合の運営する通所施設の利用児・者支援・指導業務		

2. 年齢要件

職種	年齢要件
相談員	<u>昭和58年4月2日から平成8年4月1日に生まれた方で、以下3の資格要件を満たす方</u>
指導員	<u>平成元年4月2日から平成16年4月1日に生まれた方で、以下3の資格要件を満たす方</u>

3. 資格要件

職種	資格要件
相談員	上記の年齢要件を満たす方で、<u>相談支援専門員として従事できる方</u> ※相談支援専門員として従事するためには、実務経験(施設等において相談支援業務に5年以上従事等)と「相談支援従事者初任者研修修了」の要件をいずれも満たす必要があります。 また、相談支援専門員の資格維持には、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修の受講が必要です。

指導員	上記の年齢要件を満たす方で、次の①～⑤のいずれかの要件に該当する方 ①学校教育法による大学(大学院含む)、短期大学、専門学校において福祉・心理・保育に関連する学科を専攻した方(令和6年3月卒業見込みの方を含む) ②申込日現在において、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士、看護師のいずれかの資格を有する方 ③障がい児・者施設での勤務経験が申込日現在において3年以上ある方 ④特別支援学校での勤務経験が申込日現在において3年以上ある方 ⑤相談支援専門員として従事できる方 注1 ③④において、「勤務経験が3年以上」とは、当該施設等において、常勤またはフルタイム相当の非常勤として勤務した期間が該当し、複数の施設での勤務は通算することができます。 ただし、勤務経験の証明書類として、勤務先での「勤務証明書」又は、その他勤務を証明できるもの(「給与明細」・「健康保険証」等)の提出を要件とします。 注2 ④において、「特別支援学校での勤務経験」とは、「視覚障害児」「聴覚障害児」「知的障害児」「肢体不自由児」「病弱児」に対する特別支援学校において、教諭、実習助手、養護教諭、寄宿舎指導員として勤務していた経験を指しています。 注3 ⑤において相談支援専門員として従事するためには、実務経験(施設等において相談支援業務に5年以上従事等)と「相談支援従事者初任者研修修了」の要件をいずれも満たす必要があります。 また、相談支援専門員の資格維持には、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修の受講が必要です。
-------------------	---

4. 受験資格にかかる注意事項

地方公務員法第16条の各号に規定されている次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 乙訓福祉施設事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 職員採用試験申込書・受験票の入手方法

(1) 乙訓福祉施設事務組合で直接入手する場合

申込受付期間中に総務課で配布しています。(土日祝は配布していません。)

(2) インターネットから入手する場合

受付期間中に乙訓福祉施設事務組合のホームページ(<http://www.otsufuku.com/>)からダウンロードできます。A4サイズにて印刷してご利用ください。

6. 試験申込方法

(1) 受付場所 乙訓福祉施設事務組合 総務課 (10ページ地図参照・乙訓ポニーの学校の2階となります。)

〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8

TEL 075-954-6507

(2) 提出方法

- ① 簡易書留・レターパックプラス(※普通郵便・レターパックライトは不可とし、指定以外の方法で送付された場合は不受理として受付できませんのでご注意ください。)

(宛先)〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8

「乙訓福祉施設事務組合 総務課 採用試験担当」あて

- ② 直接持参(代理の方による提出可。)

(3) 受付期間

① 簡易書留郵便・レターパックプラスの場合

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）※午後5時必着

※土日祝は、郵送による受付はできませんのでご注意ください。

② 持参の場合

令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）

土日祝を除く 午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

受験申込書については10ページに「記入例」を掲載しておりますので、記入時の参考にしていただいて、不備のないように充分確認を行ってから提出してください。

提出物	注意事項
ア 職員採用試験申込書(写真貼付のうえ)…… 1枚 本組合所定のものに必要事項を記入のうえ、指定の写真(裏面に氏名記入)を貼ったもの。 イ 受験票(写真貼付のうえ)……1枚 本組合所定のものに必要事項を記入のうえ、指定の写真(裏面に氏名記入)を貼ったもの。 ウ ※郵送申し込み時のみ必要 返信用の封筒……1枚 (長形3号(市販)の封筒に、申込書に記載した現住所もしくは連絡先、氏名を記入し、切手84円を貼付し、必ず同封してください。後日、受付後の受験票を返送します。	※受験票右欄のチェックリストに必ず☑し、ご確認のうえご提出ください。
エ 【学科専攻を受験資格とする方のみ提出】 最終学校の卒業(見込)・成績証明書(原本)…1通 オ 【資格を受験資格とする方のみ提出】 資格証明書・免許の写し… 1通 【資格(相談支援専門員)を受験資格とする方】 「相談支援従事者初任者研修修了証」の写し	

(6日間コース・演習コース※取得都道府県で日数等が若干異なります。) もしくは 「相談支援従事者現任研修修了証」の写し カ【勤務経験を受験資格とする方のみ提出】 勤務を証明する書類 ……1通 ※上記エ～カの証明書等に旧姓が記載されている場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本をあわせて提出してください。	
---	--

(5) 受付後の受験票送付について(※郵送申し込みの場合に限る。)

受付後、受験票を令和6年1月22日(月)までに普通郵便で発送します。

令和6年1月24日(水)までに受験票が届かない場合は、総務課までご連絡ください。

7. その他注意事項

- (1) 免許・資格取得証明等は写しを送付してください。申込みで免許の原本は絶対に送付しないでください。また、送付中の、破損、紛失等があっても、本組合は一切責任を負いません。
- (2) 理由を問わず、以下の①～③の場合において申し込み不受理となっても、本組合は責任を負いません。
 - ① 「簡易書留」・「レターパックプラス」以外の方法(普通郵便等)で送付された場合
 - ② 申込書等の書類不備
 - ③ 受付期間内に不到達(令和6年1月19日(金)午後5時以降に到着した場合は不受理とします。)

8. 第1次試験について

(1) 日時

令和6年1月28日(日) 午前9時20分から試験全般の事前説明を行います。

(試験は午前9時30分から開始します。)

(2) 会場

乙訓福祉施設事務組合

(3) 試験の方法

試験科目(時間)
①基礎能力・専門試験(30分) ②作文試験(60分) ③適性検査(40分) ④口述試験(集団面接 ※申込者数によっては個別面接)(上記①～③の試験終了後) ※ <u>口述(集団面接)試験については、受験申込期間終了後、組合ホームページにて時間等の詳細をお知らせしますので、必ずご確認ください。</u>

(4) 試験の内容

試験科目	内容
基礎能力試験	職員として必要な基礎的知識・能力を問う試験 (一般的な公務員の教養試験に向けた試験対策は必要ありません。より人物を重視した選考を行うために、試験対策に十分な時間をとることができない方や、民間企業を中心とした就職活動を行っている方であっても受験しやすい内容としています。)
専門試験	指導員・相談支援専門員の職務に必要な専門知識についての試験
作文試験	与えられた課題について文章による表現力、構成力及び思考力をみる試験

9. 第2次試験について

- (1) 日時 令和6年2月12日(月・振替休日)
(2) 会場 乙訓福祉施設事務組合
(3) 試験の方法 口述(個別面接)試験

10. 最終合格発表

令和6年2月下旬以降に文書にて合否を通知します。

11. 採用

採用は最終試験合格者のうちから行います。

12. 待遇

(1) 初任給(令和5年4月1日現在)

大学卒	短大卒	高校卒
185, 200円	169, 800円	158, 900円

(2) 諸手当

地域手当(基本給+扶養手当の6%)、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当(いわゆるボーナス)などの手当を、それぞれの支給条件に基づき支給します。

* 給与については、今後変動する場合があります。また、一定基準以上の職歴等がある方については、その経歴に応じて初任給を加算する場合があります。

(3) 勤務時間

勤務時間は1日7時間45分(午前8時30分から午後5時15分)正午から午後1時まで休憩。ただし、所属係や職種によっては異なる場合があります。

(4) 福利厚生

京都市市町村職員共済組合及び京都市市町村職員厚生会から、病気、負傷、入院、結婚、出産等に対して給付を受けられるほか、住宅や物品の購入、結婚、入学等に要する資金の貸付制度があります。

13. 新型コロナウイルス等の感染症に関する注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症拡大防止のため、提出時や受験時にはマスク着用を推奨しております。
- (2) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方、濃厚接触者の方、検査結果待ち等の感染のおそれがある場合は、代理・郵送による提出にご協力ください。
- (3) 同様に感染症が陽性とされた方は受験できませんのでご了承ください。なお、感染症等を理由とした再試験等は実施いたしません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、試験の中止や延期等、内容変更することがあります。変更の際には、申し込み者本人へ申込書に記載のEmailへ通知するほか、組合ホームページ (<http://www.otsufuku.com/>)を更新しておりますので、常に情報をご確認ください。

14. 成績情報の提供

この試験で不合格になった受験者は、自己の成績情報の提供を希望することができます。なお、開示方法は受験者本人への口頭によるものとし、紙面、電話、メール、はがき等による請求は開示できません。受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票及び官公庁が発行する写真付きの証明書)をご持参のうえ、直接お越しください。

試験区分	開示できる者	開示内容	開示期間	開示場所時間
すべての試験	不合格者本人	・受験生本人の総合得点 ・合格最低点	各試験合格発表日の翌日から2週間	総務課 (午前9時から正午、午後1時から午後5時)

[illegible]

本組合へのご案内

